

平成21年5月21日

裁判員制度スタート

裁判員制度がスタートしました。裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判員6人が3人の裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員の選任手続きは次の手順ですすめられます。

名簿の作成 裁判員候補者へ通知・調査票の送付

平成20年秋、市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿をもとに、裁判員候補者名簿が作成されました。

そして、20年11月末から12月にかけて、候補者へ裁判員候補者名簿に登録されたことを通知し、その際調査票を同封し、必要事項を記入して返送してもらいました。その内容を見て、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められた人は裁判所に来てもらうことはありません。

任期は平成21年5月21日から12月31日までです。

平成21年5月21日以降に起訴された事件ごとに名簿の中から裁判員候補者をくじで選定

事件ごとに名簿の中からくじで裁判員となる候補者を選びます。

くじで選ばれる人数は、事件ごとに異なりますが、通常は事件1件あたり50人から70人程度となります。

調査票では重い病気やケガ等で裁判に参加することがむずかしい事由があるかどうか、裁判員となることがむずかしい月があるかどうかなどをおたずねしました。

◆◆◆ご注意ください！◆◆◆

裁判員候補者のプライバシーや生活の平穏を守るため、裁判員候補者になったことを公にすることは法律上禁止されています。

「公にする」とは、インターネット等で公表するなど、裁判員候補者になったことを不特定多数の人が知り得る状態にすることをいいます。休暇を取ったり、相談をしたりするために会社の上司や同僚、家族に話をし、書類を見せていただくことは全く問題ありません。

裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

水戸地方裁判所事務局総務課庶務係

☎029-224-8408





選任手続期日の

お知らせ(呼出状)・質問票の送付

原則、選任手続期日の6週間前までに送付します。

くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせ(呼出状)と質問票を送付します。選任手続期日のお知らせ(呼出状)には、裁判所に来てもらう裁判日程が記載されています。質問票の回答から辞退が認められる場合には、呼び出しを取り消しますので、裁判所へ来てもらう必要はありません。

選任手続

選任手続期日のお知らせ(呼出状)を受取り、辞退しなかった裁判員候補者は選任手続きの当日、裁判所へ行くこととなります。裁判長は、候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。この手続きは、候補者のプライバシー保護のため非公開となっています。

6人の裁判員を選任

多くの場合、午前中に6人の裁判員をくじで選び、午後から審理を開始します。くじで選ばれなかった方はここで終了となります。

質問票でおたずねすること

辞退希望の有無についてたずねます。

なお、辞退できるのは以下のような事情に当てはまる場合です。

- 重い病気またはケガにより裁判所に行くことがむずかしい。
- 親族・同居人の介護・養育を行う必要がある。
- 他の日に行うことができない社会生活上の重要な用務がある。
- 妊娠中または出産直後(出産日から8週間以内)である。
- 重い病気またはケガにより治療を受ける親族・同居人の通院・入退院に付き添う必要がある。
- 妻・娘の出産に立ち会い、またはこれに伴う入退院に付き添う必要がある。
- 裁判所の管轄区域外の遠く離れた所に住んでおり、裁判所に行くことがむずかしい。
- 仕事上の重要な用務があつて自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある。

質問票の回答で辞退が認められなかった裁判員候補者や、当日になって辞退を希望した裁判員候補者に、具体的な事情を聞きます。

あわせて、不公平な裁判をするおそれがないかを確認する質問をします。

